

生駒市教育委員会規則第5号

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条生涯学習系の項第9号中「関すること」の次に「(男女共同参画プラザに係るものを除く。)」を加え、同条女性青少年系の項第2号中「男女共同参画」を「男女共同参画関係団体」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第8条に次の1号を加える。

(7) 生駒市コミュニティセンターの定例的な管理(使用の許可を含む。)及び運営に関すること。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「施設」の次に「(生駒市コミュニティセンターを除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に次の1条を加える。

(男女共同参画プラザ所長の専決事項)

第12条の2 男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関する事。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関する事。
- (4) 生駒市コミュニティセンターの使用料の徴収及び還付に関する事。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。